

企 画 競 争 説 明 書

令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷
に係る業務

令和5年5月

国立研究開発法人国立環境研究所

令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務に係る企画書募集
要領

1 総則

令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別紙3「令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、5,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 令和4・5・6年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「広告・宣伝」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明できる者であること。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (5) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 企画書募集要領別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画書募集要領等に関する質問

- (1) 企画書募集要領及び契約書（案）に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①受領期間：令和5年5月23日から令和5年6月6日まで。

持参する場合は、10時から17時まで（持参の場合は12時～13時を除く）。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人 国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 担当：野々村

TEL：029-850-2775

③提出方法：書面は持参し、又は郵送（書留郵便に限り、受領期間必着とする。）することにより提出する。メールによる電子データ（ワードもしくはエクセルで作成したもの）の送付も可とする。（データの送付先：chotatsu@nies.go.jp）

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和5年6月9日10時から

令和5年7月4日17時まで。

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人 国立環境研究所 総務部会計課契約第一係及び当研究所HP

6 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務企画書
- ② 経費内訳書
令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書
- ③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ④ 「4 参加資格（1）」全省庁統一資格（写し）及び企画書募集要領別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約書

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
令和5年6月29日17時
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
5（1）②に同じ
- ③ 提出部数
ア（1）① 6部
イ（1）② 6部
ウ（1）③ 6部
エ（1）④ 1部
- ④ 提出方法 直接提出（持参）又は郵送（書留郵便に限り、受領期間必着とする。）
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
ア 受付時間は、平日の10時から17時までとする。なお、提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は無効とする。
イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
ウ 提出された企画書等は、国立研究開発法人国立環境研究所において、当該調達に係る企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。ただし、企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。
エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。なお、その場合においては提出者に対して取引停止を行うことがある。
カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

7 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を令和5年7月4日（火）、国立環境研究所研究本館Ⅱ1F 第1会議室にて開催する。時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、令和5年6月30日17時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

8 審査の実施

- (1) 審査は、「令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務の企画審査の手順」及び別紙4「令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

9 契約の締結

契約責任者は、契約候補者から見積書及び暴力団排除に関する誓約事項を徴取し、予定価格の制限の範囲内であること、暴力団排除に関する誓約がなされていることを確認し、別紙2契約書（案）に従い契約を締結する。

令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務
の企画書審査の手順

1 請負業者選定委員会による審査

本業務の請負先選定にあたり設置する「令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務に係る請負業者選定委員会」（委員は下記のとおり。以下「請負業者選定委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

請負業者選定委員会の構成

委員長 連携推進部長 代行
委員 連携推進部外部資金室室長代行
 連携推進部主幹企画連携主幹
 連携推進部研究連携・支援室室長補佐
 総務部会計課 課長

2 企画書等の審査方法等

(1) 「令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	30点満点
・優（十分満足できる）	5点	×2	×3	×4	×6
・良（満足できる）	3点				
・可（満足できるレベルよりやや劣る）	1点				
・不可（満足できない）	0点				

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

(4) 採点結果に「不可」がある場合は、委員の協議により契約候補者としがない場合がある。

3 契約審査委員会による契約候補者の確定

請負業者選定委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を契約責任者へ報告し、契約責任者は、契約審査委員会に諮り、契約候補者を確定する。

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、見積書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

暴力団排除に関する誓約事項

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
 - オ の他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

住 所
名 称
代表者

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務
2. 契約金額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約期間 自 契約締結日 至 令和6年3月1日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者(再委託等先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書(別紙)を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える

分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第 11 条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 13 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に契約金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な契約金の請求を受けたときは、請求書を受理した日から 60 日以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による契約金額の返還又は第 10 条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

令和 5 年度国立環境研究所創立 50 周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る

業務の概要及び企画書作成事項

1 業務の目的

2024 年 3 月 15 日に国立環境研究所（以下「国環研」という。）は創立 50 周年を迎える。国環研は発足以来、10 年記念誌、20 年記念誌、35 年記念誌をそれぞれ企画し、制作を行っている。今般、これまでよりさらに大きな節目を迎えるにあたり、この 50 年を振り返り、国環研の活動を概観・記録するとともに、国環研の業績が関係者や関係者以外にも幅広くわかりやすく解説された「国立環境研究所創立 50 周年記念誌」を刊行する必要がある。

「国立環境研究所創立 50 周年記念誌」の企画・制作にあたっては、民間の有する知見や創意工夫を幅広く求め、本業務の趣旨・目的に最もふさわしい提案に従い業務を実施するため、複数の者に企画書等の提出を求め、最も優秀な企画書等を提出した者を契約相手方として選定する方法が最も有効である。

このような状況下、国立環境研究所創立 50 周年記念誌を企画・制作していく。

2 業務の骨子

(1) 記念誌のページデザイン・版下制作

採用された企画案に基づき、国環研と打ち合わせを行いながら、版下の制作を行い記念誌の全体案を提示（令和 5 年 10 月予定）する。

なお、記念誌の制作に関する諸々の意思決定は、国環研連携推進部が中心となり、所内に設置されている国環研内のワーキングの議論を踏まえて、進めていく予定である。

全体案の提示後は、さらに国環研内のワーキングでの議論を経ながら、同時に進められる WEB アーカイブサイトとも連携して、媒体の統合・整理を順次行い、コンテンツの充実を図り、冊子体を完成（令和 6 年 2 月予定）させる。

(2) 作業の進行管理

原稿の入稿・整理・管理、初校、二校、三校のチェックとフィードバック、全体ロードマップの提示と進捗状況管理等を、連携推進部担当者との緊密な連携のもとに実施すること。なお、今回は初校の後に全体を俯瞰して大幅な修正がありうるため、通常の二校とは異なる対応を想定してスケジュールを設定することを要件とする。

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 1 日まで

4 報告書等の提出物

(1) 国立環境研究所創立 50 周年記念誌印刷物一式（一部配布も含む）

冊子体 500部

- (2) 制作過程で最終使用となったメディアデータ一式
(冊子体に添付するものと特設 WEB サイト等に収録するもの)

電子媒体 (DVD-R) 各 1 部

- (3) 必要に応じて特設 WEB サイト掲載情報

5 その他の業務実施条件

今回は初校の後に全体を再俯瞰して大幅な内容修正があると想定しているため、通常の二校とは異なる対応を想定してスケジュール設定することを要件とする。また、記念誌をわかりやすくするため、国環研の担当者と協議の上、国環研の既存の報告書等にあるビジュアル素材のアレンジやイラスト等のデザインも必要に応じて請け負うこととする。

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務の基本方針

「1 業務の目的」にある問題点と課題を理解し、記念誌としての事実の記録だけでなく、国環研の活動を関係者のみならず幅広い方々に理解を深めるという点において記念誌が果たす役割を考察しつつ別紙様式 A に効果的なコンテンツをどのように盛り込んでいくかを具体的に記述すること。例えば、国環研の活動をビジュアルに表現している写真や研究結果図表などは各所に偏在しているものの体系的に整理されてはいない。これらを適切にピックアップして記念誌コンテンツに盛り込む提案などはポイントの一つになる。また、種々の周年記念誌には組織改正の変遷をわかりやすく記録したり、活動内容の時系列変化をわかりやすく表現したりしている場合がある。そのようなコンテンツを国環研で制作するとすればどのような提案になりうるかを示すことも重要である。

一方、記念誌のフォーマットは既存のものとのある程度整合性を持つ必要もある。さらに、今回の 50 周年誌のコンセプトとしては国環研の歴史を環境問題の歴史と対応づけて記録することを編集目的の一つとしているため、このことも提案に含めること。なお、国環研の 35 年史『国立環境研究所—35 年の活動の記録』の内容を WEB から確認して今回の提案の参考にすること。

<https://www.nies.go.jp/gaiyo/35nenshi.html>

(2) 業務実施方法等

以下の①～④の事項について、現時点で想定している創立 50 周年記念誌の目次構成案に留意しつつ、それぞれ提案すること。(様式は自由)

- ① 種々の周年記念史の優良事例を踏まえ、国環研の記念史として採用すべき魅力ある冊子デザイン例・イメージ画像等
- ② 国環研のこれまでの歴史を踏まえたわかりやすいビジュアルコンテンツの導入企画案
- ③ 50 年という流れを表現するために、1974 年から 2024 年まで年ごとに「当時の世の中の情勢」、「顕在化した環境問題」、「国立環境研究所の活動」をそれぞれ比較しつつ簡潔に記述するページ (100 ページ程度) を盛り込む予定である。これについてのサンプルページ (なお、当該ページには必要に応じてその時代を象徴する当時のニュ

ース映像等のコンテンツを配置することを想定しているため、これについても提案に含めること。)

- ④ 国環研の 35 年史にある歴代幹部の紹介及びコメント、コラム記事、アルバム等のプレゼンテーションの改善案

現時点で想定している創立 50 周年記念誌の目次構成案

はじめに (理事長、VIP の言葉・寄稿、憲章)

一目で見る国環研の 50 年 (または半世紀) (2～4 ページ)

第一部

- ・ 国環研 50 周年パラパラ年表 (2 ページ×50 年=100 ページ: 世の中の動きのなかで国環研は何をしてきたのか)

第二部 本編 (100～120 ページ)

- ・ 第 1 章 環境研究の系譜を紐解く (研究トピックス)
インパクトの大きかった研究
系統図 (部署別&研究内容別、環境省との対比 (連携))
- ・ 第 2 章 国環研と多数のパートナー (研究連携)
国際共同研究
地環研共同研究
- ・ 第 3 章 国環研と社会とのつながり (アウトリーチ、環境配慮)
環境情報の提供 (2 号業務)
広報活動 (イベント、広報誌、website、その他)
環境報告書
対話オフィス
- ・ 第 4 章 環境研究を支えたインフラ (施設と設備)
- ・ 第 5 章 環境研究の次の 50 年に向けて (展望)
企画 (中堅・若手による座談会、未来大予想、その他)
- ・ OB/OG メッセージ
- ・ コラム (各章に)

第三部 資料編 (約 30 ページ)

- ・ データで見る国環研 50 年
予算、職員数
働き方改革
 - ・ 各種報告書、資料
-

(3) 業務実施フロー

今回は初校の後に全体を再俯瞰して大幅な内容修正があると想定しているため、通常の二校とは異なる対応を想定してスケジュール設定することを要件としていることに留意し、業務実施フローを別紙様式Bに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

制作体制を別紙様式Cに記述すること。業務実施にあたり通常及び緊急時の連絡体制、国立環境研究所広報室との情報共有体制を明示すること。

統括、各工程責任者（ディレクター、デザイナー、ライター等）については本業務に資すると考えられる業務実績（特に本業務に資する関連情報の収集能力、著作権等の知的財産権の手続き）も記述すること。

(5) 業務実績

研究所成果関連出版物等の納入実績について、別紙様式Dに記述すること。

また、研究機関の周年記念誌制作実績がある場合には、それがどのようなわかるサンプルやURLと共に記述すること。

(6) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Eに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

(1) 業務の基本方針

6 企画書作成事項(1)の記載内容を踏まえ、本業務を遂行する上での基本方針を記載すること。



(※) 本様式はA4版3枚以内とする。

(2) 業務実施方法等の提案

- ① 記念誌を読みやすくするための冊子デザイン例・イメージ画像等
- ② 国環研のこれまでの歴史を踏まえたビジュアルコンテンツの導入企画案
- ③ 50年という流れを表現するために、1974年から2024年まで年ごとに「当時の世の中の情勢」、「顕在化した環境問題」、「国立環境研究所の活動」をそれぞれ簡潔に記述するページ（100ページ程度）を盛り込む予定であるため、これについてのサンプルページ
- ④ 国環研の35年史にある歴代幹部の紹介及びコメント、コラム記事、アルバム等のプレゼンテーションの改善案

(※) 様式は自由、A4版10枚以内とする。

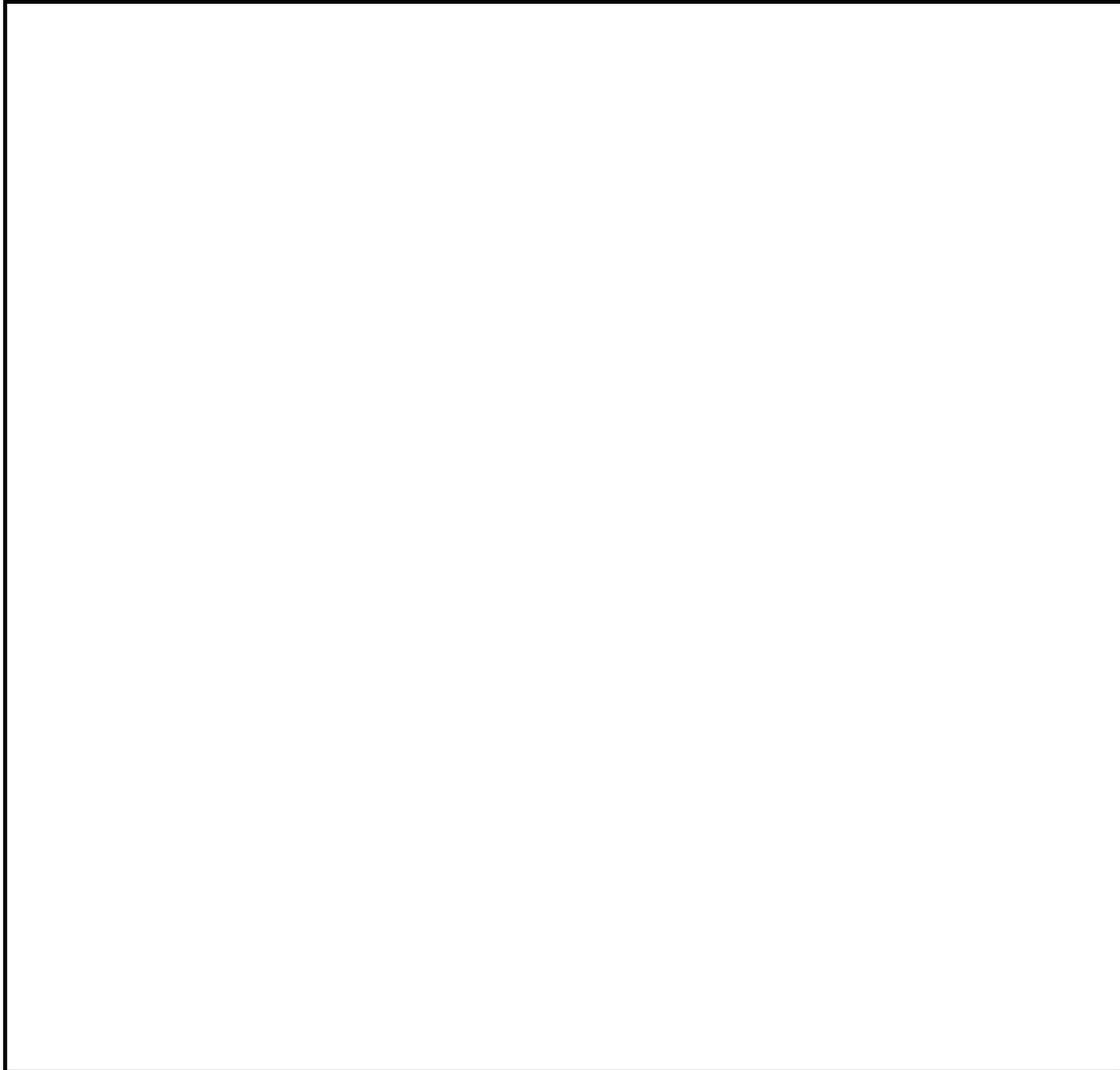
(別紙様式B)

(3) 業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4版 1枚に記載すること。

(4) 業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版2枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

(5) 研究所成果関連出版物等の納入実績

案 件 名	
発 注 機 関 (名称、住所)	
(受託企業名)	
(受託形態)	
履 行 期 間	
業 務 の 概 要 (当該サイトの URLを含む)	
本業務との関連 性	

注1 本様式は、1件につきA4版1枚以内で記載すること。

注2 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注3 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注4 実績を証明するものとして、契約書写し（契約書が存在しない場合、また下請の場合は注文書・請書の写しでも可）を添付すること。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：
認定等の名称： <p style="text-align: right;">(認定段階：) (認証期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日)</p>

- 注1 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定及びユースエール認定については、認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については、労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 認定段階については、えるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

令和5年度国立環境研究所創立50周年記念誌ページデザイン・製版・印刷に係る業務
に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

審査項目	審査基準	配点 (点)	採点 (点)	備考
1 業務に対する理解度 (別紙様式A)	6 企画書作成事項(1)の記載内容を踏まえ、本業務の背景及び目的を的確に理解し、妥当な内容であるか。 特に記念誌が、この50年間に顕在化した種々の環境問題に対し、国環研が如何に重要な役割を果たしてきたのかを理解する貴重な資料として期待されることを十分理解できているか。	30		
2 提案事項 (様式自由)	種々の周年記念史の優良事例を踏まえ、国環研の記念誌として採用すべき魅力あるデザイン・工夫を十分に提案しているか。また、今回の記念誌が、読者によりわかりやすいビジュアルコンテンツを利用する提案になっているか、とりわけ国立環境研究所の活動記録(写真など)を最大限使用できる内容として提案されているか。	30		
	50周年記念誌ページデザイン企画において、1974年から2024年まで各年ごとに「当時の世の中の情勢」、「顕在化した環境問題」、「国立環境研究所の活動」を比較しつつプレゼンする独自ページを計画しているが、これについて①コンセプトと見せ方(情報レイアウト)の戦略、②ストーリー設定と目次案との整合などの提案が適正か。 また、現時点で当研究所が検討している目次案と整合したデザインとなっているか?	40		
	国環研の35年史にある歴代幹部の紹介及びコメント、コラム記事、アルバム等々のプレゼンテーションの改善案が適正か。	10		
3 業務実施フロー (別紙様式B)	業務実施フローについて、適切かどうか。特に今回は初校の後に全体を再俯瞰して大幅な内容修正があると想定しているため、通常の二校とは異なる対応を想定しているかどうか。	10		

4	業務実施体制 (別紙様式C)	業務実施体制について配置や役割分担は適正か。 (通常及び緊急時の連絡体制、緊急時の柔軟性のある人員配置、情報共有体制は問題ないか)	10		
		統括責任者、各工程責任者(ディレクター、デザイナー、ライター等)について過去の実績は十分か。 本業務に資する関連情報の収集能力、著作権等の知的財産手続きに関する的確な対応能力・提案力を有しているか。	10		
5	業務実績 (別紙様式D)	過去の周年記念誌作成業務経験は十分か。 研究所のこれまでの研究報告書やビジュアルプロダクトに精通し、これらを十分利用提案できる能力を有しているか。	20		
6	見積価格 積算内訳	経費内訳書について、提案内容等に応じた価格、積算内訳は妥当か。	10		
7	説明能力	プレゼンテーションはわかりやすいか。 (説明能力、質疑への対応等)	15		
8	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等を添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ○女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 3点 ・3段階目 4点 ・プラチナえるぼし 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。	5		

	<p>※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>○次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定(H29.3.31までの基準) 2点 ・くるみん認定(H29.4.1～R4.3.31まで及びR4.4.1以降の基準) 3点 ・トライくるみん認定 3点 ・プラチナくるみん認定 5点 <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>			
	合 計	190	0	

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

評価	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合	20点満点の場合	30点満点の場合
十分満足できる	5点	10点	15点	20点	30点
満足できる	3点	6点	9点	12点	18点
満足できるレベルよりやや劣る	1点	2点	3点	4点	6点
満足できない	0点	0点	0点	0点	0点